解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年九月二十一日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

北海道河西郡芽室町東めむろ三条北一丁目一番地一四

芽室町東めむろ土地区画整理組合

代表清算人　藤村　良治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地札幌国際ビル五階

社団法人北海道高齢・障害者雇用促進協会

清算人　富木　輝隆

解散公告（第一回）

当公社は平成二十二年九月三十日付けで神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

神奈川県三浦市城山町一番一号

三浦市土地開発公社

清算人　杉山　実

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年九月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

石川県石川郡野々市町稲荷一丁目一番地

協同組合全国タカキチェーン

清算人　高井　一哉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

兵庫県神戸市中央区北本町通六丁目一番二二号　三〇二号室

特定非営利活動法人中央障害者自立支援センター

清算人　藤井　和信

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年九月三十日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

熊本県熊本市龍田陳内三丁目一九番九号

熊本市陳内土地区画整理組合

代表清算人　宮本　行弘

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年八月二十七日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

沖縄県うるま市与那城池味九三七番地

清算法人うるま市与那城宮城島池味土地改良区

代表清算人　眞榮喜正吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

札幌市中央区南一条西二丁目五番南一条K　ビル四階

医療法人社団長瀬内科医院

清算人　長瀬　良子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

福島県西白河郡西郷村大字真船字観音山三〇―一

特定非営利活動法人日本情報通信研究開発機構

清算人　中平　彰

解散公告（第二回）

当土地改良区は平成二十二年八月二十二日開催の臨時総会により解散を決議し、平成二十二年九月十五日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

茨城県笠間市石井七一七番地

清算法人南指原土地改良区

清算人代表　池田　弘

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年九月十八日開催の定例組合大会の決議により平成二十二年十月一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

東京都中央区明石町八番一号　聖路加タワー内　ニッセイ同和損害保険労働組合

清算人　望月壮一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議により平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

神戸市中央区御幸通四丁目二番二〇号三宮中央ビル二階

ＮＰＯ法人Dogs as Companions

清算人　前田　浩志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二十七日開催の臨時総会の決議により平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

山形市双葉町一丁目二番三号

社団法人山形県高齢・障害者雇用支援協会

清算人　阿部　恭慈

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月十五日

東京都台東区寿三丁目一九番五号

財団法人食生活情報サービスセンター

代表清算人　馬場久萬男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市南四条西二丁目八番地、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　松宮　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

北海道網走市南六条西二丁目四―一フロムワンビル一階

相続財産管理人　川瀬　敏朗

大阪市公債償還公告

大阪市公債を次のとおり償還いたします。元利金の支払いは、現物債は券面記載場所、登録債は指定支払場所で、また振替債は口座をお持ちの口座管理機関を通じて行います。

銘柄	期日	償還額	1万円券	10万円券	100万円券
	月　日	千円			
56・チ	10. 26	11,120	103・104	50	562～572
63・ツ	11. 20	1,130	振替債に移行済みのため、券面はありません。		
12・12回	11. 20	93,500	振替債に移行済みのため、券面はありません。		
13・12回	11. 20	52,810	13	97～104	625～676

なお、平成12年度第５回公募公債については平成22年10月19日、昭和55年度リ号公債については平成22年10月30日、平成17年度第２回みおつくし債については平成22年12月７日、平成12年度第６回公債については平成22年12月14日、平成12年度第７回公募公債については平成22年12月21日にそれぞれ満期償還となります。

平成22年10月15日　**大阪市**